

# 福島を遠く離れて～2011年3月11日から3年、今、思いを聞く～ (5) 事故から3年半 福島で今、起きていること

2014. 9. 24

福島原発告訴人 地脇 聖孝

## ≪ I 告訴・告発運動 ≫

### ● 告訴・告発とは

- ・ 犯罪により害を被った者は、告訴をすることができる。(刑事訴訟法230条)
- ・ 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。(刑事訴訟法239条)
- ・ 被害者が自分の被害とともに犯罪捜査を申し立てるもの…告訴
- ・ 被害者以外の第3者が被害者のために 犯罪捜査を申し立てるもの…告発

### ● 第1次告訴

- ・ 2012. 3. 16 福島原発告訴団 結成
- ・ 2012. 6. 11 第1次告訴(福島地検宛て)
- ・ 告訴・告発人…福島県民1,324人
- ・ 被告発人…政府・東京電力関係者33人

### ● 告発容疑

#### ① 業務上過失致死傷(刑法第211条)

- ・ 「業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者」→5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金
- ・ 病院から避難中に死亡した人など、すでに「致死」被害もあり
- ・ 放射線が身体を通過することを「傷害」と判断(健康被害の有無を問わない)

#### ② 「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」(公害罪法)違反

- ・ 「業務上必要な注意を怠り、工場又は事業場における事業活動に伴って人の健康を害する物質を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者」→2年以下の懲役若しくは禁錮又は200万円以下の罰金
- ・ 人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は300万円以下の罰金

### ● 第2次告訴

- ・ 2012. 11. 15 第2次告訴
- ・ 告訴・告発人…全国(海外含む)から13,262人(第1次告訴の福島県民1,324人含む)
- ・ 告訴容疑に「激発物破裂罪」(刑法第117条)を追加(火薬、ボイラーその他の激発物を破裂させて、物を損壊した者について、故意の場合は放火、過失の場合は失火に準じて処罰)

## ● 検察、不当な不起訴決定

- ・ 2013.9.9 検察当局が「不起訴決定」
- ・ いずれの告訴事実についても「嫌疑不十分」「嫌疑なし」とする不当なもの
- ・ その上、事件を東京地検に「移送」（事件の管轄を移すこと）
- ・ 東京五輪決定の翌日に不起訴発表（社会の支配者にとって都合の悪いニュースは、しばしば五輪の喧騒を利用して行われる）
- ・ 「起訴は無理と示すための捜査。頭の体操」（検察）…全くやる気なし
- ・ 「（告訴・告発人、被害者は）検察官の公訴を提起しない処分に不服があるときは、その検察官の属する検察庁の所在地を管轄する検察審査会にその処分の当否の審査の申立てをすることができる」（検察審査会法第30条）
- ・ 東京地検所属の検事が不起訴を決めれば、東京の検察審査会にしか申立ができない。
- ・ 原発事故への怒りが強い福島での審査を嫌がる検察の「強制起訴潰し」？

## ● 東京検察審査会に申し立て

- ・ 2013年10月16日、団長・副団長の3名が申し立て
- ・ 2013年11月22日には5,737名が第二次の申し立て

## ● 検察審査会とは？

- ・ 一般の国民からくじで選ばれた11人の検察審査員によって構成され、検察官の行った不起訴処分の当否を審査する制度。検察審査会法の制定・施行により1948年に発足。
- ・ 当初は「不起訴不当」の議決にも強制力がなかった→2009年以降、起訴相当議決が2度出れば被告は強制起訴、裁判へ（起訴議決制度）。
- ・ 11人中8人の同意で「起訴相当」、過半数の同意で「不起訴不当」と議決できる。

## 《参考》過去の強制起訴事件

- ① 明石歩道橋事件（兵庫県明石市の花火大会の会場に至る歩道橋で、警察の警備の落ち度により観客が将棋倒しになり、死傷者）  
→ 当時の明石警察署長が強制起訴～時効による「免訴」判決
- ② JR福知山線脱線事故  
→ JR西日本の3人の社長が強制起訴～1審・神戸地裁で全員無罪判決、大阪高裁へ控訴。今年10月10日、第1回控訴審へ

## ● 東電経営陣3名を「起訴相当」

- ・ 勝俣恒久元東京電力会長、武藤栄、武黒一郎の両元副社長について、東京第5検察審査会は起訴相当と議決。小森明生元常務は不起訴不当。（2014.7.31）
- ・ 原発事故を起こさないよう安全性を確保する高度の注意義務がある
- ・ 過酷事故を起こすほどの津波が来ることを具体的に予見できた
- ・ 必要な対策を取っていれば、事故を回避できた
- ・ 安全確保のため第一義的責任を負うのは原発事業者

- ・ 東電と規制当局の態度は本来あるべき姿から大きく逸脱し、一般常識からもずれている
- ・ 未だ明らかになっていない点も多く、再度捜査すべき

### ●汚染水、新たな告発

- ・ 汚染水漏出に関し、公害罪法違反で告発（2013.9.3 東電関係者32人+法人としての東電）。告発は福島県警に
- ・ 福島原発告訴団は、引き続き原発事故の責任を徹底追及します！

### ●「それでも罪を問えないのですか」

- ・ 個人には権限がなく、法人は責任主体になれない現行法では、企業犯罪が起きても結局、誰も罪に問われない
- ・ 企業活動が大規模化し、企業犯罪も大規模化・深刻化した現在、旧態依然とした「個人罰」ではもはや事態に対処できない（現行刑法は100年前の法理論）
- ・ これで文明社会と言えるのか？

## 《Ⅱ 告訴・告発運動以外の話題》

### ●福島原発事故と健康被害

- ・ 甲状腺がん（疑い含む）103人に（福島県民健康管理調査、2014年6月公表）
- ・ 子どもの甲状腺がん

通常時	100万人に1人	—
ベラルーシ・ゴメリ州	100万人に113人	1991年（事故5年後）
福島	100万人に192人	2014年6月

ゴメリ：事故後に健康調査、治療に当たってきたユーリー・バンダジェフスキー博士のコメントより

福島：県民健康管理調査より

計算根拠  $57 \div 296,000 \times 1,000,000$

（がん確定者を2014年6月時点の受診者数で除したもの）

- ・ 福島では、ベラルーシ・ゴメリ州（強制避難区域以外では最も汚染の酷かった区域）における1991年（事故5年後）のがん患者数の2倍を、事故後約2年半で記録。トータルで見ると、ゴメリの4倍のペース。
- ・ ゴメリの汚染度は福島市並み（低線量でも危険）。福島は人口密度が高いため、同じ汚染度でもベラルーシより影響人員が大きい。
- ・ 内部被ばくは「呼吸5割、飲食物から2割、その他3割」。食品規制値の引き下げ、全量検査は有効
- ・ より根本的対策（呼吸からの内部被ばく）を避けるには「避難・移住」しかない。

## ●「避難の権利」頑なに認めない政府・福島県

- ・ 「子ども・被災者支援法」すら帰還に利用。支援対象地域は福島県のみ。
- ・ 多くの自治体がパブコメに「汚染状況重点調査地域（＝除染対象地域）なのに支援対象地域にならないのは納得できない」と指定を求める意見を提出したが復興庁は無視。ゼネコンの利権になる除染はするが、人の健康にカネは使わない「復興」の本質むき出し。

## ●強制避難区域には「移住」も

- ・ 自民党「東日本大震災復興加速化本部」（本部長 大島理森・元副総裁）が提言。「帰還困難区域には移住支援を」
- ・ 非現実的な「避難者全員帰還」政策、事故後2年8ヶ月を経てようやく転換
- ・ 国の基準でも帰還できず、除染も効果がなく、移住支援も示されない「居住制限区域」をどうするのか？

## ●原則投げ捨て強制帰還？

- ・ IAEAの「助言」受け、原子力規制委「1mSv/年の除染目標に必ずしもこだわらず」
- ・ ICRP（国際放射線防護委）勧告に基づく日本政府の法的基準（1mSv/年）さえ投げ捨て
- ・ 「個人線量計で被ばく管理を」→被曝回避の責任、政府から個人に押し付け
- ・ 「危険でも自己責任でとにかかく帰れ」の棄民政策（賠償値切りと原子カムラ生き残り）～帰還拒否し、帰還困難区域同様の賠償を！

## ●「美味しんぼ」と鼻血問題

- ・ 鼻血の話題は2011年段階で新聞報道もされている（2011.6.22「中日」など）。今になってタブー扱いは健康被害の顕在化による国・原子カムラの焦りの反映。
- ・ 現在は、鼻血などの急性症状から空咳、風邪が治りにくいなどの慢性症状へ。

## ●双葉町による町民健康調査

- ・ 調査時期 2012年11月
- ・ 対象 双葉町民
- ・ 調査実施者 津田敏秀氏、頼藤貴志氏（岡山大学大学院環境生命科学研究科）、鹿嶋小緒里氏（広島大学医学部）
- ・ 調査当時の体の具合の悪い所に関しては、様々な症状で双葉町の症状の割合が高い。
- ・ 双葉町、丸森町（宮城県）両地区で、体がだるい、頭痛、めまい、目のかすみ、鼻血、吐き気、疲れやすいなどの症状。
- ・ 鼻血に関して両地区とも高いオッズ比を示した（丸森町でオッズ比3.5（95%信頼区間：1.2, 10.5）、双葉町でオッズ比3.8（95%信頼区間：1.8, 8.1））。
- ・ 出典：「水俣学の視点からみた福島原発事故と津波による環境汚染」（中地重晴）。

## 《参考》チェルノブイリ事故での健康被害

- ・ 「ウクライナ・ルギヌイ地区の健康状態」（ウクライナ科学アカデミー、イワン・ゴドレフスキー教授らによる調査報告）によれば、以下の通り。
  - ① 子どもの甲状腺がんと甲状腺腫は、事故4年後の1990年から激増。
  - ② 子どもの甲状腺肥大は、事故5年後の1991年から激増。
  - ③ 生後7日目までの新生児罹病率は1988年から激増。ピーク時の1995年には1000人当たり350人。35%の子どもが「生後7日目までに何らかの病気」であることを示す。
  - ④ 新生児の先天性形成障害は88年から増え始め、92年に激増。その後は減少したが、事故前の水準には戻らず、高止まり。
  - ⑤ 胃がん患者の診断後余命は、85年（事故前）57か月から96年はわずか2.3か月。肺がん患者の診断後余命も、85年（事故前）42か月から96年はわずか2.0か月。

●**原発の利権構造**…原発利権ペンタゴン。政官、立地自治体、電力、メディア、学者のもたれあい。

## ●**ジャーナリズムと原子力産業**

- ・ 次々と「原子カムラ」役員に取り込まれるマスコミ幹部。
- ・ 正力松太郎（読売）は、日本への原発導入のきっかけを作り「原子力発電の父」と呼ばれる。メディアでありながら原発導入に暗躍、メディアの一線を踏み越える

## ●**腐敗する地元メディア**

- ・ マスコミも積極的に「風評払拭」「復興、帰還」キャンペーン～福島民報に典型
- ・ 「秘密会」問題が発覚した2012年10月3日の1面トップ記事  
毎日新聞→「福島健康調査 「秘密会」で見解すり合わせ」  
福島民報→「風評払拭へ県人会サミット開催」
- ・ 甲状腺がんの発生が公表されても「風評被害」と言い張る
- ・ 福島民報は「日本原子力産業協会」に加盟→メディアでは福島民報（2012年7月時点。現在は脱退）、福井新聞、東奥日報（青森）、三重テレビの4社のみ。
- ・ 会長・社長以下、経営陣が1人も自社の株式を保有せず。大株主は福島テレビ（地元民放、10%保有）、福島テレビの大株主は県〔「政経東北」2012.8〕。
- ・ 日本原子力産業協会加盟のため原子カムラを批判できず、県の孫会社のため県政も批判できず。誰のためのメディアなのか。
- ・ 「約6万2,000人が県外に避難しているということは本当に重い事実で、大変なことですけども、裏返せば195～196万人は福島に住んでいます。これを是非知っていただきたい」（福島テレビ報道部長）～勝手に避難していった「非県民」「裏切り者」に用はないと言わんばかり。昨日まで苦楽を共にした元県民、県外避難者に対する態度なのか？

## ●差別と貧困、情報統制の上に建つ原発

- ・ 女性差別と原発
  - ① 福島の中学・高校では、女子生徒だけで集まると「私たち、将来、子供を産めるのかしら？」との会話が人知れず交わされる
  - ② 2012年5月、福島県内の仮設住宅25カ所で23～48歳の女性100人に毎日新聞記者が聞き取り調査。子どもを将来「産む」→「産まない」に考えを変えた人が39人。
  - ③ 水上尚典・北海道大大学院教授（産科学）「この土地で生きていこうとする女性たちが事故のために将来への希望を持たず、子どもを産むのをやめようと思っている状態は深刻」
  - ④ アイリーン・美緒子・スミスさん「(原子カムラは)組織の論理と既得権益しかない男の集まり」。福島原発告訴団長・武藤類子さん「第1次被告訴人33名に女性は1人だけ。原子カムラは典型的な男ムラ」
  - ⑤ 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ2013年版」で日本の女性の社会進出度数は世界105位。日本の女性国会議員比率は10.8%でソマリア未滿
  - ⑥ 女性都議に「お前が産め」の卑劣な差別ヤジ
  - ⑦ 「女の人原子力のことを考える必要はない。女の人なら、料理の講習は各営業所でやっているの、そちらにどうぞ」(1974.5.20、岩田和夫・関西電力広報部長の発言。「原発猛語録・原子力推進派のとんでもない発言集」(ふゅーじょん・ぷろだくと)より)。原発推進派の卑劣な女性蔑視。
  - ⑧ 女性の社会進出が世界105位、白昼公然と都議会で女性差別ヤジが飛ぶ日本で原発事故が起きたのは、決して偶然ではない。
- ・ 貧困と原発…2009年度「県民経済計算」に基づく「都道府県別県民雇用者所得」(内閣府)を見ると、所得が低い道県ほど原発が建てられていることが一目瞭然。
- ・ インターネット普及率と原発…「社会生活基本調査」(総務省統計局2001年、2006年)によると、ネット普及率が50%未滿の県に原発が立地している例が多い。ネット普及率全国最下位(44.4%)の青森に東通原発、大間原発〔建設中〕のほか、六ヶ所村核燃料再処理施設があるのはその象徴。
- ・ 原発の燃料は差別と貧困…原発は「経済的に貧しい地方の住民の顔を札ビラで殴って作られる」という私たちの抱いていたイメージは事実だった。差別なくして原発は動くことができない。

## ●福島と東京との関係はどうあるべきか？

- ・ 東京電力管内の震災前後の電力消費量の推移(日本財団調査)によれば、2011年夏ピーク時の東電管内電力消費量は4,922万kwh。震災前の3年間で最も少ない2009年夏ピーク時(5,450万kwh)と比べても10%もの節電に成功。
- ・ 福島はじめ地方の犠牲を減らすため、明るさ、便利さを全く手放すことなく節電。首都圏の企業・市民は努力した。やればできる！ 福島・地方は東京を恨まず、連帯しよう！
- ・ 一方、東電は10%の節電による減収を補うため10.2～20.6%も値上げ。企業努力をせず、利用者につけ回し。

## ●「中間」貯蔵施設問題

- ・ 当初、候補地9か所を選定→大熊町・双葉町・楡葉町に限定→楡葉町が外れ、福島第1原発地元の大熊町・双葉町に
- ・ 本当に「中間」か？ ～30年後、決定した関係者は誰もいない。「最終処分場」の可能性

## ●「吉田調書」問題

- ・ 津波想定に関する東電独自の研究成果が2008年に社内で報告
- ・ 明治三陸地震と同程度の地震が福島沖で起きた場合、想定水位5.7メートルを大幅に超える最大10.2メートル、浸水高15.7メートルの津波の可能性があるとの「試算」
- ・ 東電本店原子力設備管理部「学術的な性格が強く、深刻に受け取る必要はない」「そのような津波が来るはずがない」と黙殺。この時の原子力設備管理部長は吉田昌郎氏（事故当時の福島第1原発所長）
- ・ 吉田氏は、自分の不作為の後始末を自分でしただけ。事故責任を負うべき立場であり、決して英雄ではない。

## ●（結論）原発をなくす方法

### ① 放射能汚染、健康被害の実態を暴き、可視化する

原発推進派が最も恐れているのは、福島事故による放射能汚染と健康被害の実態が広く明らかになることである。彼らの徹底した情報隠しと対決し、健康被害の原因が原発にあることを明らかにすれば、原発を維持することはできない。

### ② 帰還政策を拒否し、避難・移住を拡大する

原発推進勢力が恐れていることの2つ目は、「国土の一部に汚染で使えなくなる場所が出る」という事実である。このことを認めたくないために、国・県一体となった猛烈な「除染・帰還」キャンペーンが繰り返されている。「一度の原発事故で広範な国土が利用できなくなる」という事実が広く知られれば、原発は破たんする。

### ③ 刑事・民事の両面で、事故責任を徹底的に追及する

刑事告訴運動、民事訴訟などを通じて、国・企業・学者の責任を徹底追及する。事故を起こした時、自分たちが責任を問われる恐れがあるとわかれば、国と電力会社は、いつ事故を起こすかわからない原発の運転をためらうようになる。

### ④ 地方を自立させ、豊かにする

47都道府県のうち、1人あたり県民雇用者報酬で下位半分の23県中、10県に原発があることが明らかになった。地域の貧困と原発との関係は一目瞭然である。原発は貧困を必要としており、自立できる産業のない地域の住民の顔を札束で殴ることで続けられている。地方で持続性のある産業を育成し、経済的に自立させることが原発をなくす。

### ⑤ 女性の地位を向上させる

差別がはびこる後進的な社会構造の中で、自分たちに集中的に被害をしわ寄せする原発を多くの女性が抑圧の象徴と見ている。女性の地位と発言力を向上させれば、原発はなくなる。